

佐賀県告示第 185 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定による介護扶助のための介護機関として、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定による介護支援給付のための介護機関として、介護老人保健施設を次のとおり指定した。

平成 25 年 5 月 10 日

佐賀県知事 古 川 康

1 (1) 指定年月日 平成 24 年 12 月 25 日

(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人寿楽園

所在地 三養基郡基山町大字園部 2307 番地

(3) 事業所の名称及び所在地

名称 老人保健施設あおぞら

所在地 三養基郡基山町大字園部 2307 番地